

特別支援教育就学奨励費

事務処理の手引

平成28年度版

栃木県教育委員会事務局特別支援教育室

特別支援教育就学奨励費事務処理の手引

目 次

1	特別支援教育就学奨励費制度の概要	1
2	年間事務計画	3
3	支弁段階決定事務・支給事務の流れ	4
4	支弁段階の決定基準	6
5	各経費別説明	
①	教科用図書購入費	8
②	学校給食費	9
③	通学費（本人経費）	10
	通学費（付添人経費）	12
④	帰省費（本人経費）	14
	帰省費（付添人経費）	15
⑤	職場実習費	16
⑥	交流及び共同学習費	17
⑦	寄宿舍居住に伴う経費（寝具購入費）	18
	寄宿舍居住に伴う経費（日用品等購入費）	19
	寄宿舍居住に伴う経費（食費）	20
⑧	修学旅行費（本人経費）	21
	修学旅行費（付添人経費）	23
⑨	校外活動等参加費（本人経費）	24
	校外活動等参加費（付添人経費）	25
⑩	職場実習宿泊費	26
⑪	学用品等購入費	27
⑫	新入学児童・生徒学用品費等	29

1 特別支援教育就学奨励費制度の概要

(1) 「特別支援教育就学奨励費」とは

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等により、特別支援学校に就学する幼児・児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とした事業です。

(2) 支給対象となる経費は

①教科用図書購入費、②学校給食費、交通費（③通学に要する交通費及び付添人の交通費、④寄宿舍居住者が帰省する場合の交通費及び付添人の交通費、⑤職場実習に要する交通費、⑥交流及び共同学習に要する交通費）、⑦寄宿舍居住に伴う経費（寝具購入費、日用品等購入費、食費）、⑧修学旅行費（付添人を含む）、⑨校外活動等参加費（付添人を含む）、⑩職場実習宿泊費、⑪学用品・通学用品購入費、⑫新入学児童生徒学用品・通学用品購入費等（小1、中1、高1のみ）

特別支援教育就学奨励費負担金又は特別支援教育就学奨励費補助金の対象となります。

(3) 支給となる経費の額は

各経費の支給については、支給単価にもとづき支弁段階の区分（Ⅰ段階～Ⅲ段階）に応じて支給されます。（別表1参照）

(4) 支弁段階の区分とは

支弁段階は世帯の収入、構成人員、居住地等（前年12月末日現在）に応じて算定します。

第Ⅰ段階 収入額÷需要額＝1.5未満

第Ⅱ段階 収入額÷需要額＝1.5以上2.5未満

第Ⅲ段階 収入額÷需要額＝2.5以上

・収入額 ＝ 〔前年の総所得金額－（社会保険料＋生命保険料＋地震保険料）〕
÷1.2－障害者加算

・需要額 ＝ 保護基準に示す基準額を用いて測定

別表1 特別支援教育就学奨励費支弁段階別支給区分一覧

区分		幼稚部			小学部			中学部			高等部								
		I	II	III	I	II	III	I	II	III	本科・別科			専攻科					
		I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III			
教科用図書購入費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10			
学校給食費		10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-			
交 通 費	通 学 費	本人経費	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	-		
		付 添 人 経 費	付添中	10/10	10/10	10/10	1~3年 10/10 4~6年 (肢重) 10/10	1~3年 1/2 1/2 (肢重) 10/10	1~3年 1/2 1/2 (肢重) 10/10	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	1/2	-
			付添い のため	10/10	10/10	10/10	1~3年 10/10 4~6年 (肢重) 10/10	1~3年 10/10 4~6年 (肢重) 10/10	1~3年 10/10 4~6年 (肢重) 10/10	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	1/2	-
	婦 人	1~3回	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	-		
		4~39回	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	-		
	省 費	付 添 人 経 費	1~3回 付添中	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-	
			付添い のため	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	-	
			4~39回	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-	
	職場実習費(交通費)		-	-	-	-	-	-	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	1/2	-		
	交流及び共同学習費		10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	-	-	-		
	寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費	寝具購入費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-		
		日用品等購入費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-		
食費		10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-			
修 学 旅 行 費	学 費	本人経費	-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-		
		付添人経費	-	-	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	-	-	-		
	校 外 活 動 等 参 加 費	本人経費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-		
		付添人経費	10/10	1/2	-	1~3年 10/10 4~6年 (肢重) 10/10	1~3年 1/2 1/2 (肢重) 1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	-	-	-		
職場実習宿泊費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-			
学 用 品 購 入 費	学用品・通学用品購入費	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	(ICT) 10/10	(ICT) 10/10	(ICT) 10/10	-	-	-			
	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-			

(注) 1 網かけ()の欄は負担金を示し、その他の欄は補助金を示し、「I」、「II」、「III」は支弁区分を示す。

2 表中(肢重)は、肢体不自由者である児童・生徒又は重度・重複障害の児童・生徒である。

3 交通費の付添人経費で「付添中」は、児童等に付添っている場合であり、「付添いのため」は、児童等を送迎するために保護者が単独で往復する場合をいう。

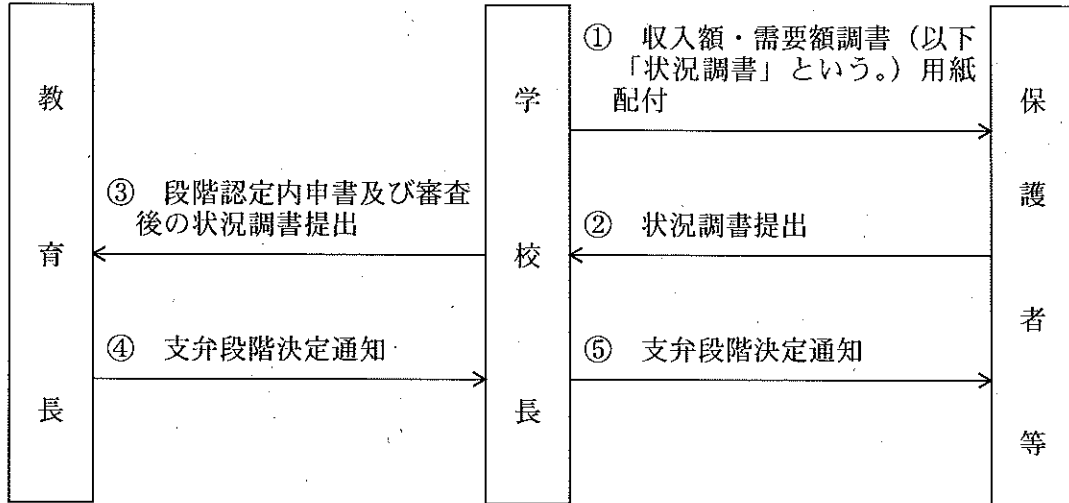
4 高等部の学用品・通学用品購入費のうち、「ICT」はICT機器購入費(加算分)である。

2 年 間 事 務 計 画

月	支弁段階決定に係る事務	負担金等に係る事務	支給に係る事務
4			<ul style="list-style-type: none"> ○教科用図書購入費個人別内訳表(様式10)の作成 ○自家用自動車通学利用承認申請受理 ○付添人の確認及び公共交通機関へ運賃額の証明依頼 ○交通費支給調書(様式4)の作成 ○自家用自動車通学費個人別支給表の作成
5	<ul style="list-style-type: none"> ○各市町村等へ所得証明依頼 ○生活保護・措置費等対象生徒の証明依頼 ○収入額・需要額調書(様式1)内容入力作業 		
6	<ul style="list-style-type: none"> ○各市町村等から所得証明書の受理 ○支弁段階決定内申のための算定作業 		
7	<ul style="list-style-type: none"> ○支弁段階決定内申書提出【県教委指定日】 ○県教委より支弁段階決定通知受理、保護者へ支弁段階決定通知(～8月) 		<ul style="list-style-type: none"> ○就学奨励費仕訳書(様式8)の作成 ○決定通知到達後、奨励費の支給(以後毎月) ○支払内訳書の作成
8			
9		<ul style="list-style-type: none"> (○当初予算編成積算資料(9/30現在)【県教委指定日】) 	
10			
11			
12			
1		<ul style="list-style-type: none"> ○支出状況報告書提出(12/31現在)【県教委指定日】 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ○「就学奨励費についてのお知らせ」配付 ○説明会の実施 		
3		<ul style="list-style-type: none"> ○実績報告書提出【県教委指定日】 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人別支給台帳(様式7)の作成

3 支弁段階決定事務・支給事務の流れ

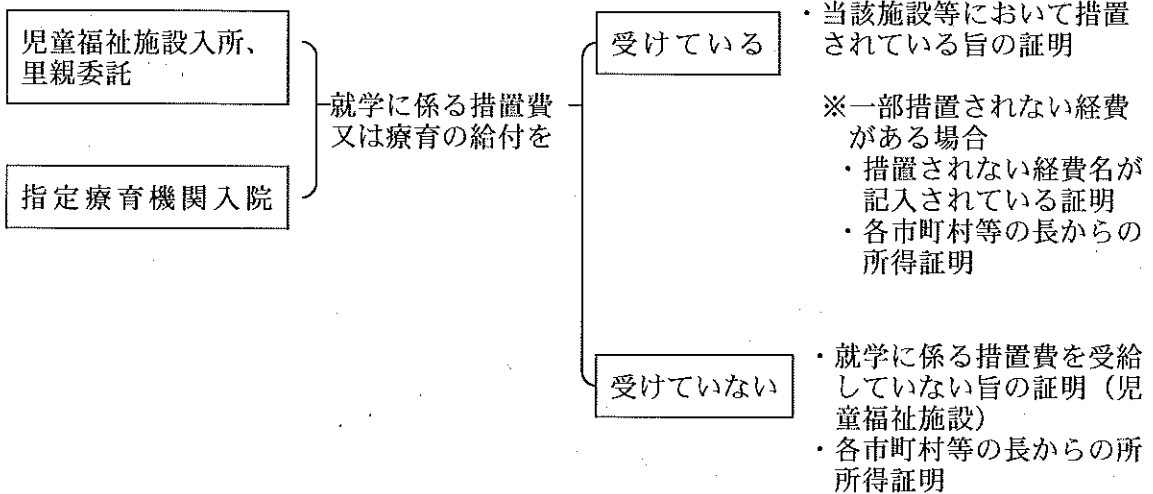
(1) 支弁段階決定事務



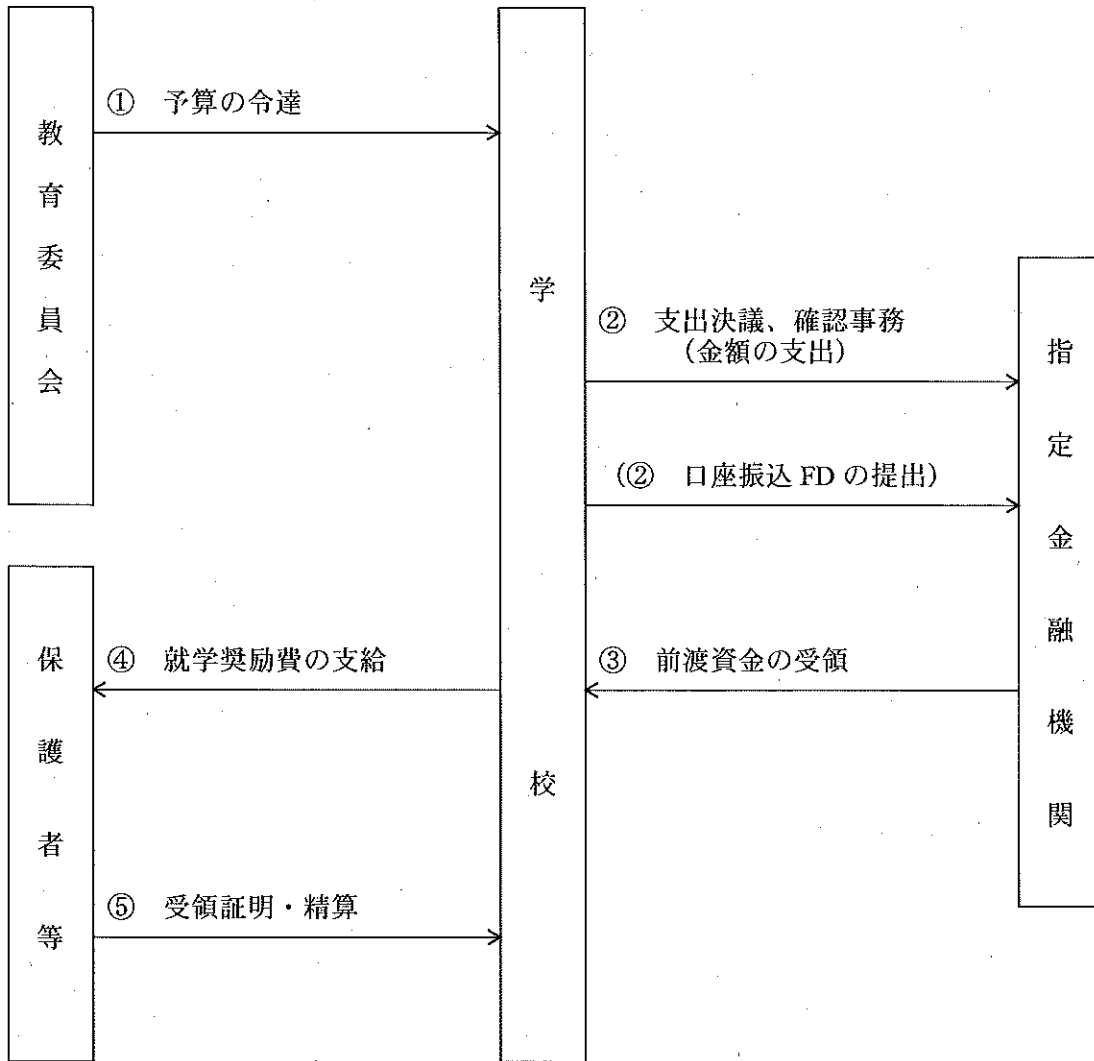
《 状況調書作成に必要な資料 》

一般家庭 → 各市町村等の長からの所得証明

要保護者 → 福祉事務所長、民生委員等の証明



(2) 支給事務



4 支弁段階の決定基準

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づいて、就学奨励費が支給されますが、これを支給するための支弁段階は、前年度12月末日現在の同一生計世帯の収入、構成人員等に応じて決定されています。その支弁段階を決定するために学校長は、児童等の保護者から毎年4月1日現在（年度中途就学者はその就学した日現在）をもって、「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」及びこれに添付する市町村長発行の収入状況証明書を提出させなければなりません。

ただし、下記に該当する児童等の場合はそれぞれが確認できる書類が必要です。

- (1) 生活保護法による保護を受けている児童・生徒等の場合は、市町村の証明する収入状況証明書の代わりに、福祉事務所長、民生委員等の証明書を添付させること。
- (2) 児童福祉法による里親委託若しくは児童福祉施設入所又は指定療育機関入院により、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている児童等の場合は、当該措置費又は療育の給付により措置されている旨の施設の長等の証明書を提出させること。（様式自由）
- (3) 里親委託若しくは児童福祉施設入所又は指定療育機関入院により、就学に係る措置費又は療育の給付を受けている場合で、就学奨励費の支給の対象となる経費のうち、就学に係る措置費又は療育の給付により措置されない経費があるときは、その旨の施設の長等の証明（措置されない経費名が記入されたもの）を市町村長の証明書に併せて添付すること。
- (4) 児童福祉施設に入所している児童等で、就学に係る措置費を受けていない場合は、その旨の施設の長の証明を市町村長の証明書に併せて添付すること。

上記により保護者等から提出された「収入額・需要額調書」を学校長は「必要な資料」に基づき、当該児童等の保護者の収入額・需要額調書の測定を行い、別紙「就学奨励費支弁段階集計表（様式2）」及び「就学奨励費支弁段階認定内申書（様式3）」とともに、県教委の定める期日までに提出してください。

ただし、次の各号に該当する場合は「収入額・需要額」を算定するまでもなく、その事実の有無により支弁段階を決定します。

- (1) 生活保護法による保護（生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助のいずれか）を受けている世帯の場合は第Ⅰ段階に決定する。
- (2) 児童等が児童福祉法による里親委託若しくは児童福祉施設入所又は指定療育機関入院により、就学に係る措置費又は療育の給付を受けている場合は、第Ⅲ段階に決定する。ただし、就学奨励費の支給の対象となる経費のうち、就学に係る措置費又は療育の給付により措置されない経費については、証明書により措置されていない旨を確認し、支給の対象とするものとする。

なお、保護者等が収入額を令第2条第3号（2.5倍以上の世帯）に該当すると自ら認め、第Ⅲ段階を希望する者、若しくは就学奨励費を辞退する者がいる場合には、次により記入させてください。

- 第Ⅲ段階該当希望者・・・収入額・需要額調書の第Ⅲ段階希望者欄に記名押印又は署名すること。
- 辞退者・・・収入額・需要額調書の辞退者欄に記名押印又は署名すること。

* 辞退者については、就学奨励費は一切支給されないことになるので、各学校においては十分指導面において注意すること。

また、収入額・需要額調書の提出はあるが、必要な資料（所得証明等）の提出がない場合は、仮のⅢ段階として内申してください。（調書の備考欄にその旨記載してください。）

必要な資料がそろった時点で再度内申し、段階の決定を行います。（4月に遡って支給されます。）

5 各経費別説明

教科用図書購入費 (実費)

◆ 対象者段階別支給割合及び負担金・補助金の別

(網掛けは負担金)

幼稚園部			小学部			中学部			高等部					
									本科・別科			専攻科		
I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10

◆ 支給算定基準・範囲

- 高等部本科・別科の生徒については、第1学年又は第2学年のうちいずれか1の学年における保健体育並びに全学年における保健体育を除く各教科及び当該各教科に属する科目を履修するために必要な教科用図書の購入実費額とする。
- 高等部専攻科の生徒については、教育課程に従い教科を履修する上に必要な教科用図書の購入実費額とする。
- 教育委員会で承認された準教科書も含まれる。
- 盲学校の本科保健療科及び専攻科療科等の生徒については、専門教科「保健療科」等において採択された教科用図書を原本として音声化した教材であって、当該教科用図書とともに使用し得るものとして音声化した教材が附録化された教科書を使用する場合は、校長が個々の視覚障害及び使用文字等の状況により真に必要と判断した場合に限り、補助対象とする。

◆ 必要書類等

教科用図書購入費個人別内訳表 (別紙様式10)

◆ 注意事項等

- 特定の題材等を取扱っている図書、図鑑、辞書、練習帳、問題集等は含まれない。ただし、教育委員会の承認を得ていれば支給対象となる。
- 教科用図書に代わる音声教材については、著作権法上問題のないものに限ること
- 送料については支給対象とならない。
- 長期欠席者等については、個々のケースで判断するが、学年を通じての休学等が明らかな場合は支給対象としない。

学 校 給 食 費

(実 費)

◆ 対象者段階別支給割合及び負担金・補助金の別

(網掛けは負担金)

幼 稚 部			小 学 部			中 学 部			高 等 部					
									本 科 ・ 別 科			専 攻 科		
I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-

◆ 支給算定基準・範囲

- 「学校給食法」に定める学校給食の実施に際してかかる経費のうち、施設費、設備費及び学校給食の運営に要する経費（給食従事職員の人件費、施設・設備の修繕費等）以外の経費とする。
- 欠食分については、原則として補助の対象としないが、調理準備が行われた後における突然の欠食で、当該欠食分を保護者等が負担することになる場合は、校長の定めるところにより対象としてよい。
- 食材料を仕入れる場合は、できる限り次年度への繰越しが生じないように留意し、残額が生じた場合は保護者等に精算すること。
- 学校長は、毎年2月末日までに次年度の1食当たりの計画単価を決定し、特別支援教育室長あて報告すること。

◆ 必要書類等

学校給食支給表（別紙様式12）

◆ 注意事項等

- 学校行事等における昼食を外注した場合は、対象とならない。
- 調理献立をたてる場合は、その日の欠食者の把握に努めること。
- 次年度の計画単価を決定する際には、保護者等の負担となることに十分に配慮し、妥当な単価に設定すること。

通学費 [本人経費] (実費)

◆ 対象者段階別支給割合及び負担金・補助金の別

(網掛けは負担金)

幼稚園部			小学部			中学部			高等部					
									本科・別科			専攻科		
I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
				1/2	1/2		1/2	1/2		1/2				
10/10	10/10	10/10	10/10			10/10			10/10		10/10	10/10	1/2	—
				1/2	1/2		1/2	1/2		1/2				

◆ 支給算定基準・範囲

- 対象となる幼児・児童・生徒が、原則として最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額とする。
- 通学の経路・方法等については、児童等の心身の発達段階、障害の状態・特性等、通学の安全性等の実情を考慮して行うものとする。
- 交通費の算定は実態に即して行うものとするが、保護者に対してその経済的効果を図るため、長期の定期乗車券の購入、身体障害者運賃割引等の利用について十分指導すること。ただし、授業日数等の関係上、回数券を利用することがより経済的である場合はこれによる。
- 自家用自動車での通学は、幼児・児童・生徒の障害の状態・特性等を考慮して校長が適当であると認めた場合とする。
- 自家用自動車通学者の算定に係るガソリンの単価は、特別支援教育室から別途通知する。

◆ 必要書類等

- 交通費支給調書 (別紙様式4)
- 自家用自動車通学利用承認申請書
- 自家用自動車通学費個人別支給表

◆ 注意事項等

- 往復の経路が異なる場合は原則として支給できないが、通学の安全性等の事情を考慮して校長が適当と認めた場合は支給対象となる。
- 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を利用し往復の経路が異なる場合は、原則として次の取扱いをするものとする。
 - ① 登校時は自宅から学校まで直接登校し、帰宅時に地域生活支援事業を利用する場合は、登校時の交通費が支給対象
 - ② 登校時に地域生活支援事業を利用し、帰宅時は学校から自宅まで直接帰宅する場合は、帰宅時の交通費が支給対象
- 次のものは支給対象としてよい。
 - ① スクールバスの運行中止により、交通費を必要とする場合の交通費。
 - ② 通常自転車を利用して通学する場合のパンク修理代、預り料。
 - ③ 夏季休業中等の全校登校日に通学した場合の交通費。
 - ④ 訪問生のスクーリングの際の交通費。
- 次のものは支給対象とはならない。
 - ① 保護者等の通勤途上での送迎
 - ② 自家用自動車のパンク修理代、預り料。
- 送迎ボランティアを頼んだ場合は、ボランティアに係る経費を保護者が負担していれば、自宅～学校間のガソリン代を支給できる。ただし、ボランティア保険は認められない。
- タクシー利用については原則として認められない。
(教育委員会と協議すること。)

通 学 費 [付添人経費] (実 費)

◆ 対象者段階別支給割合及び負担金・補助金の別

(網掛けは負担金)

	幼 稚 部			小 学 部			中 学 部			高 等 部						
	I	II	III	I	II	III	I	II	III	本 科 ・ 別 科			専 攻 科			
										I	II	III	I	II	III	
付 添 中	10/10	10/10	10/10	1～3年 10/10	1～3年 1/2	1～3年 1/2	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	
				4～6年 (肢重) 10/10	4～6年 (肢重) 10/10	4～6年 (肢重) 10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2
付 添 の た め	10/10	10/10	10/10	1～3年 10/10	1～3年 10/10	1～3年 10/10	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	
				4～6年 (肢重) 10/10	4～6年 (肢重) 10/10	4～6年 (肢重) 10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	

◆ 支給算定基準・範囲

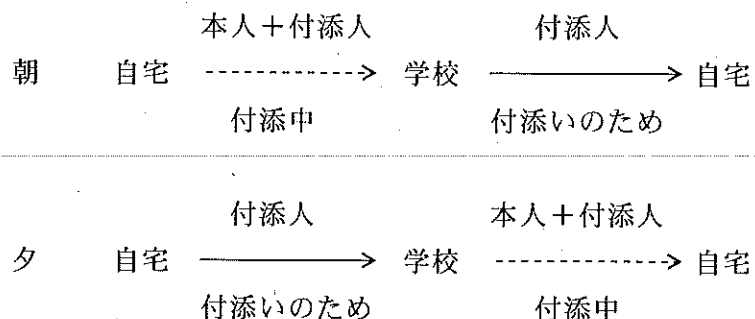
- 対象となる幼児・児童（4～6年は肢体不自由、重度・重複障害に限る）・生徒（肢体不自由、重度・重複障害に限る）が通学する場合の付添人の交通費の額とする。
- 重度・重複障害の児童・生徒とは、いわゆる重複障害学級在籍者を原則とするが、校長が個々の児童・生徒の障害の状態・特性等及び平常の付添状況等を考慮のうえ、常時付添いを要すると判断した者を含む。
- 小学部1～3年までに在学する児童が通学するための付添人が付添いのための定期乗車券を購入する場合は、その購入費の半額を負担金の対象とし、その残額を補助金の対象とする。
- その他算定等については、通学費[本人経費]に準ずる。

◆ 必要書類等

- 交通費支給調書（別紙様式4）
- 自家用自動車通学利用承認申請書
- 自家用自動車通学費個人別支給表

◆ 注意事項等

- 「付添中」とは、児童等につき添っている場合であり、「付添のため」とは、児童等を送迎するために保護者等が単独で往復する場合をいう。



*児童等を自家用自動車を使用し送迎する場合、「付添中」の付添人経費は支給されず、本人経費のみが支給となる。

- 交通機関利用の幼児については、付添人がある場合は運賃が無料となるので、「付添中」の付添人経費のみが支給となる。
- 自家用自動車で兄弟を送迎する場合、本人経費と付添いのための経費は1人分のみとなるので注意する。
- 付添人には、保護者の事情により保護者の依頼を受け、保護者の経費負担によって付き添う者も含まれる。
- 通学費[本人経費]に準じて行うこと。

帰省費 [本人経費] (実費)

◆ 対象者段階別支給割合及び負担金・補助金の別

(網掛けは負担金)

	幼稚園部			小学部			中学部			高等部					
										本科・別科			専攻科		
	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
1~3回	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	-
4~39回	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	-

◆ 支給算定基準・範囲

- 年間39回以内で、原則として最も経済的な通常の経路及び方法により帰省する場合の寄宿舍からの往復の交通費の額とする。
- 帰省の経路・方法等については、児童等の心身の発達段階、障害の状態・特性等、帰省の安全性等の実情を考慮して行うものとする。
- 帰省費の算定は実態に即して行うものとするが、保護者に対してその経済的効果を図るため身体障害者運賃割引等の利用について十分指導するものとする。

◆ 必要書類等

- 交通費支給調書(別紙様式4)
- 自家用自動車通学利用承認申請書
- 自家用自動車通学費個人別支給表

◆ 注意事項等

- 支給にあたっては、担任等が付添状況を随時確認すること。

帰省費 [付添人経費] (実費)

◆ 対象者段階別支給割合及び負担金・補助金の別

(網掛けは負担金)

	幼稚園部			小学部			中学部			高等部						
										本科・別科			専攻科			
	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	
1 3 回	付 添 中	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-
		10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	1/2	10/10	1/2	1/2	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	-
4~ 39 回	付 添 い の た め	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	(肢重)	-
		10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	1/2	-

◆ 支給算定基準・範囲

- 年間39回以内で、最も経済的な通常の経路及び方法により帰省する場合の付添人の付添いに要する交通費の額とする。
- 重度・重複障害の生徒の範囲は、通学費[付添人経費]に準ずる。
- 交通費の算定等は、帰省費[本人経費]に準ずる。

◆ 必要書類等

- 交通費支給調書(別紙様式4)
- 自家用自動車通学利用承認申請書
- 自家用自動車通学費個人別支給表

◆ 注意事項等

- 支給にあたっては、担任等が付添状況を随時確認すること。

職 場 実 習 費 (実費)

◆ 対象者段階別支給割合及び負担金・補助金の別

(全て補助金)

幼 稚 部			小 学 部			中 学 部			高 等 部					
									本 科 ・ 別 科			専 攻 科		
I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
-	-	-	-	-	-	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	1/2	-

◆ 支給算定基準・範囲

- 学校の教育計画に基づき、生徒が教師の指導のもとに学校以外の事業所等において、職業教育のための現場（職場）実習に参加する場合の交通費の額とする。
- 原則として、学校から実習を行う事業所等までの最も経済的な通常の経路及び方法による往復の額とする。
- 交通費の算定等は、通学費「本人経費」に準ずる。

◆ 必要書類等

実施内訳書（様式なし）

◆ 注意事項等

- 実習先の事業所等のマイクロバス等での送り迎えの場合は対象とならない。
- 実施要項を添付すること。

交流及び共同学習費 (実費)

◆ 対象者段階別支給割合及び負担金・補助金の別

(全て補助金)

幼稚園部			小学部			中学部			高等部					
									本科・別科			専攻科		
I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	10/10	10/10	1/2	-	-	-

◆ 支給算定基準・範囲

- 幼児、児童、生徒が学校教育の一環としての幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の児童等と共に集団活動を行う交流及び共同学習（運動会、学芸会、音楽会等）に参加する場合に必要な交通費の額とする。
- 原則として、学校から交流及び共同学習を行う幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校等までの最も経済的な通常の経路及び方法による往復の額とする。

◆ 注意事項等

- 学校のマイクロバス等を利用した場合は支給対象とならない。
- 現地で解散する場合は、復路分は支給対象とならない。
- 運動会等の予行練習等は支給対象とならない。

寝具購入費 (定額(実費要確認))

◆ 対象者段階別支給割合及び負担金・補助金の別

(網掛けは負担金)

幼稚園部			小学部			中学部			高等部					
									本科・別科			専攻科		
I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-

◆ 支給算定基準・範囲

- 幼児・児童・生徒が、寄宿舍居住に伴い通常就寝に必要な寝具(布団、毛布、枕(カバー類を含む。))等の購入費の額とする。
- 原則として、学校附設の寄宿舍に入舎するため、新たに寝具を購入する場合とする。なお、入舎後において、少なくとも3年以上使用し破損により支障をきたすもの又は破損程度が著しく使用に耐えないものと学校長が認めた場合は含めて差し支えない。

◆ 必要書類等

寝具購入費支給台帳

◆ 注意事項等

- 更新対象者については、承認申請を行うこと。
- 毛布等のカバー類の一部を更新する場合は、日用品等購入費の中で行うこと。

日用品等購入費 (定額(実費要確認))

◆ 対象者段階別支給割合及び負担金・補助金の別

(網掛けは負担金)

幼稚園部			小学部			中学部			高等部					
									本科・別科			専攻科		
I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-

◆ 支給時期

各月

◆ 支給算定基準・範囲

- 幼児・児童・生徒が、寄宿舍居住に伴い通常必要とする日用品等の購入等に要する経費の額とする。
 - ① 洗面用雑品(タオル、歯ブラシ、石けん等)
 - ② 通信用品(ハガキ、切手、封筒、便せん等)
 - ③ 衣料補修用品(糸、針、補修用布等)
 - ④ 下着類(下着、寝間着等)
 - ⑤ 厚生修養費(新聞、雑誌等(原則共同で購入するもの))
 - ⑥ 保健衛生費(ちり紙、理髪代、洗濯用品等)
 - ⑦ 生活必需品
 - ⑧ その他保護者が負担することとなっている場合の入浴料等

◆ 注意事項等

- 寝具のカバー類の一部を必要とする場合は、日用品等の購入費の中に含めて差し支えない。

食 費 (定額 (実費要確認))

◆ 対象者段階別支給割合及び負担金・補助金の別

(網掛けは負担金)

幼稚園部			小学部			中学部			高等部					
									本科・別科			専攻科		
I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-

◆ 支給算定基準・範囲

- 夏季、冬季及び学年末の休業日を除く期間において要した1日3回の食事(学校給食費を除く)の経費及び1日1回の間食の経費の額とする。
- 食費の算定に当たっては、その月の食事に要した食数を各食事の単価(朝・昼・夜・間)ごとに算定し合算すること。
- その他食費の範囲、算定、取扱い等については「学校給食費」に準ずる。

◆ 必要書類等

食費支給表(別紙様式1'3)

◆ 注意事項等

- 休業日であっても次に示す事由等により支給する食事等に要する経費は対象として差し支えない。
 - ① 病気のため帰省できない場合
 - ② 交通機関の事故、その他天災地変等により帰省できない場合
 - ③ 交通機関の事情により、始業日以前の日(原則として前日)に寄宿舍に居住する場合又は終業日以降の日(原則として翌日)に帰省する場合
 - ④ 教育上又は衛生上の理由により一時的に寄宿舍に居住させる場合

修学旅行費 [本人経費] (定額 (実費要確認))

◆ 対象者段階別支給割合及び負担金・補助金の別

(網掛けは負担金)

幼稚園部			小学部			中学部			高等部					
									本科・別科			専攻科		
I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-

◆ 支給算定基準・範囲

- 各部を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とする。
 なお、児童生徒の障害の状態・特性等を考慮して、医師や校長が不参加や参加途中で取り止めることが適当であると認める場合の修学旅行費のキャンセル料や別途発生した交通費については、支給対象としても差し支えない。
- 修学旅行の参加に伴い、児童生徒が均一に負担することとなる記念写真代、医療品代及び旅行傷害保険料等の額も含めて差し支えない。
- 交通費、宿泊費、見学料には次のものが含まれる。
 - ① 特急、急行料金等
 - ② 航空賃
 - ③ 児童生徒の障害の状態・特性等により、やむをえず別途必要となる経費を保護者が負担することとなる額
 - ④ 宿泊に当たり旅館等から一定の割合により請求される奉仕料
 - ⑤ 旅行中の食事代 (班別行動や自由行動の際の食事代は除く)。
 参加する児童生徒の障害の状態・特性等に鑑み、別の食事を用意する必要がある場合の経費を含む。
 - ⑥ 車 (船) 中宿泊の場合の食事代 (おやつ代を除く)
 - ⑦ 船中で宿泊する場合の毛布等寝具の借料
 - ⑧ ガイド料、しおり代、記念写真代、衣料品代、旅行損害保険料等修学旅行の参加に伴い児童生徒が均一に負担するもの
- 参加人員等の関係で2学年以上 (例えば小学部5・6年) が同時に実施した場合でも、各部を通じて1回限りにおいて修学旅行費を支給して差し支えない。

◆ 必要書類等

修学旅行実施内訳 (別紙様式11) - 決算報告書・領収書等を添付のこと

◆ 注意事項等

- 修学旅行の実施に当たっては、学習指導要領等の示すところによりそのねらいを明確にし、その内容を十分吟味して、教育的効果を高めるよう留意すること。また、可能な限りすべての児童・生徒が参加できるよう目的地や見学先は精選し、ゆとりのある計画を策定するよう極力配慮すること。
- 市内運賃等で領収書の発行がない場合は、引率責任者の支払証明を添付すること。
- タクシー利用は原則として認めない。ただし、真にやむを得ないと判断した場合には、目的地での利用にのみ認められる。(あらかじめ計画しておくこと。)
- 「旅行業法」に定められた旅行業務の取扱料金以外は算定に含めないこと。
- 修学旅行を中止又は廃止した場合のキャンセル料は支給対象とならない。
- ディズニーランド等の施設でパスポート類を購入した場合、パスポート類の内訳(入園料〇〇円、乗り物代〇〇円)が確認できれば入園料のみを支給対象としてよい。内訳がわからない場合は支給対象とならない。

修学旅行費【付添人経費】（実費：限度あり）

◆ 対象者段階別支給割合及び負担金・補助金の別

（全て補助金）

幼稚園部			小学部			中学部			高等部					
									本科・別科			専攻科		
I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
-	-	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	-	-	-

◆ 支給算定基準・範囲

- 肢体不自由者又は重度・重複障害の児童・生徒が、各部を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に付添う付添人の経費のうち、付添いに必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とする。

なお、児童生徒の障害の状態・特性等を考慮して、医師や校長が不参加や参加途中で取り止めることが適当であると認める場合の付添い人に係る修学旅行費のキャンセル料や別途発生した交通費については、支給対象としても差し支えない。

修学旅行に付添う付添人は、次の各号に該当するものとする。

- ① 児童・生徒の障害の状態・特性等の状況により修学旅行中、常時介添を要するため、校長の要請により付添うものであること。
- ② 付添いに要する経費を全額負担するものであること。
- ③ 児童生徒1人につき1名であること。
- ④ 児童生徒の保護者であること。（保護者の依頼を受け、保護者経費負担により依頼された者を含む。）
- ⑤ 教職員の指導に従い、児童生徒の障害の状態・特性等により必要となる支援等を行い、集団行動等が円滑に行われるようにする者であること。
- 次の各号に該当する者は、支給対象とならないので注意すること。
 - ① 当該学校の教職員
 - ② 児童福祉施設等の職員
 - ③ 校長が依頼する付添人（経費を学校等が負担する保護者を含む。）
- この経費の取扱いは、修学旅行「本人経費」に準ずる。

◆ 必要書類等

修学旅行実施内訳（別紙様式11）－決算報告書・領収書等を添付のこと

校外活動等参加費 [本人経費] (実費：限度あり)

◆ 対象者段階別支給割合及び負担金・補助金の別

(全て補助金)

幼稚部 (①校外活動費のみ)			小学部			中学部			高等部					
									本科・別科			専攻科		
I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-

◆ 支給算定基準・範囲

① 校外活動費

- 幼児・児童・生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く。)に参加するために直接必要な交通費及び見学料の額とする。
- 1年間に実施する回数については問わないが、限度額(別に定める額)の範囲内において支弁段階に応じて支給する。

② 宿泊生活訓練費

- 児童・生徒が宿泊生活訓練に参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とする。
- 1年間に実施する回数については問わないが、限度額(別に定める額)の範囲内において支弁段階に応じて支給する。
- この経費の取扱いは「修学旅行[本人経費]」に準ずる。

◆ 必要書類等

実施内訳書(別紙様式11を使用)

◆ 注意事項等

- あらかじめ計画された行事であれば、クラス単位でも対象となる。
- この宿泊生活訓練は、通常行われる修学旅行とは実施目的を異にするので、実施に当たってはそのことを十分考慮し、目的地、日程、内容等を計画するものとする。

校外活動等参加費 [付添人経費] (実費: 限度あり)

◆ 対象者段階別支給割合及び負担金・補助金の別

(全て補助金)

幼稚部 (①校外活動費のみ)			小学部			中学部			高等部					
									本科・別科			専攻科		
I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
10/10	1/2	-	1~3年 10/10	1~3年 1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	(肢重) 10/10	(肢重) 1/2	-	-	-	-
			4~6年 (肢重) 10/10	4~6年 (肢重) 1/2										

◆ 支給算定基準・範囲

① 校外活動費

- 幼児・小学部第1学年から第3学年までの児童、肢体不自由又は重度・重複障害の小学部第4学年から高等部（専攻科を除く）の児童生徒が参加する、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）に付添う付添人の経費のうち、付添いに直接必要な交通費及び見学料の額とする。

② 宿泊生活訓練費

- 小学部第1学年から第3学年までの児童、肢体不自由又は重度・重複障害の小学部第4学年から高等部（専攻科を除く）の児童生徒が参加する、学校行事として実施される宿泊生活訓練に付添う付添人の経費のうち、付添いに直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とする。

※ この経費の取扱いは、校外活動費「本人経費」に準ずる。

校外活動に付添う付添人は、修学旅行費の付添人に準ずる者とする。

◆ 必要書類等

実施内訳書（別紙様式11を使用）

◆ 注意事項等

- 私事都合による自家用車利用の場合の交通費は対象とならないが、学校長の判断で医療ケア等が常時必要である重複クラスの児童生徒が参加するために、付添人の自家用車利用を認める場合に、主となる交通手段と移動を共にした場合は自家用車の交通費も対象となる。

職場実習宿泊費（実費：限度あり）

◆ 対象者段階別支給割合及び負担金・補助金の別

（全て補助金）

幼稚園部			小学部			中学部			高等部					
									本科・別科			専攻科		
I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
-	-	-	-	-	-	-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-

◆ 支給算定基準・範囲

- 学校の教育計画に基づき、生徒が教師の指導のもとに学校外の事業所等において、職業教育のための現場（職場）実習に参加する宿泊費の額とする。
- 宿泊費には、実習先の事業所等へ宿泊する場合の宿泊代を含むが、実習先への謝金、施設使用の借料は含まない。

◆ 必要書類等

実施内訳書（別紙様式11を使用）

◆ 注意事項等

- 宿泊と通いとで共通にかかる経費については支給対象外。
（例：昼食代、作業服の洗濯代等）

学用品・通学用品購入費

(定額(要実費確認) (拡大教材費は実費: 限度あり))

◆ 対象者段階別支給割合及び負担金・補助金の別

(網掛けは負担金)

幼稚園部			小学部			中学部			高等部					
									本科・別科			専攻科		
I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-
									(ICT)	(ICT)	(ICT)			
									10/10	10/10	10/10			

◆ 支給時期 各月

◆ 支給算定基準・範囲

① 学用品購入費

- 児童等(高等部専攻科を除く)が、教育課程上通常必要とする学用品(保育用品)の購入費の額とする。
- 学用品には、ノート、筆記用具等のほか、例えば次のようなものが含まれる。
 - ① 副読本、練習帳、辞書類、体育用ズック靴等
 - ② 実験・実習用の材料、作業衣等
 - ③ 幼児の保育に必要な教育的保育用品
 - ④ ①～③について、パソコンソフト等のIT関連の学用品
- 拡大教材費(加算分)は、弱視の小学部・中学部の児童・生徒のみが対象で、学校長が必要と認めた授業において使用する教材の購入費を、限度額の範囲内において支給する。
- 特別支援学校高等部(本科・別科)の生徒が学用品として使用するICT機器の購入費については、学用品・通学用品購入費の加算分として支給するものとする。

生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援の観点からも、対象となるICT機器は多種多様であることから、学用品として使用するのであれば、特に制約なく広く対象とする。

ただし、日常生活上必要とするようなICT機器については、厚生労働省の補助事業である「日常生活用具給付等事業」等、まずは、本来趣旨に見合う福祉事業の活用を検討すること。

なお、学校長は当該 I C T 機器が補助として適切なものかを判断するものとし、その際、使用する I C T 機器を年間授業計画に位置付けるなど、授業等で使用することを明らかにすることが望ましい。

また、保護者等から個別に要望があった I C T 機器についても、学校長は、その生徒の障害の状態等を踏まえ、当該 I C T 機器が補助の対象として適切なものかを判断すること。

② 通学用品購入費

- 児童等（高等部専攻科を除く）が、通学のため通常必要とする通学用品（通学用靴、雨傘、雨靴、帽子等）の購入費の額とする。

新入学児童生徒学用品・通学用品費（実費：限度あり）

◆ 対象者段階別支給割合及び負担金・補助金の別

（全て補助金）

幼稚園部			小学部			中学部			高等部					
									本科・別科			専攻科		
I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
-	-	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	10/10	1/2	-	-	-	-

◆ 支給時期

8月

◆ 支給算定基準・範囲

- 新たに入学する児童・生徒が通常必要とする新入学にあたっての学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上ばき、帽子等）の購入費の額とし、学用品・通学用品購入費の加算として取り扱うものとする。
- 新たに入学する児童・生徒とは、小学部、中学部、高等部に就学する第1学年の者とするが、学校教育法第18条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女が初めて小学部又は中学部に就学した場合は学年を問わない。
なお、原則として、年度当初（5月1日を基準日）に就学した場合とする。

◆ 注意事項等

- 生活保護法に基づく入学準備金の支給を受けた場合には支給対象とならない。
入学準備金の支給の有無について福祉事務所に確認すること。